

平成 19 年

御嵩町議会第 4 回定例会会議録

平成 19 年 12 月 7 日 開会
平成 19 年 12 月 19 日 閉会

御 嵩 町 議 会

平成19年御嵩町議会第4回定例会会議録目次

	ページ
12月7日(第1号)	
1. 議事日程	3
2. 出席議員	4
3. 欠席議員	4
4. 説明のため出席した者の職・氏名	4
5. 職務のため出席した者の職・氏名	5
6. 開会の宣告	6
7. 町長あいさつ	6
8. 会議録署名議員の指名	1 1
9. 会期の決定	1 1
10. 諸般の報告	1 2
11. 議案の上程及び提案理由の説明	1 3
議案第54号～議案第74号 21件	
12. 散会の宣告	3 4
13. 署名	3 5
12月11日(第2号)	
1. 議事日程	3 7
2. 出席議員	3 7
3. 欠席議員	3 7
4. 説明のため出席した者の職・氏名	3 7
5. 職務のため出席した者の職・氏名	3 7
6. 開議の宣告	3 8
7. 会議録署名議員の指名	3 8
8. 一般質問	
3番 早川文人君	3 8
(1) 亜炭廃坑問題について	
(2) まちづくり条例の制定について	
(3) 公民館常勤主事問題について	
11番 鈴木元八君	4 6

(1) 請願・陳情等の議会議決後の採択、趣旨採択の執行部の考え方について	
(2) 一般廃棄物最終処分場の建設について	
(3) 水道料金減額問題について	
(4) 名鉄御嵩線の現状について	
(5) 亜炭鉱害の考え方と今後の取組み方	
(6) 文科省の学力テストの開示をどう考えるか	
(7) 三者会談の進捗状況について	
1 番 伊崎公介君	6 2
(1) 亜炭鉱害問題	
(2) 教育に対する行政の姿勢	
2 番 安藤博通君	7 1
(1) 農政問題	
(2) 名鉄電車存続	
(3) 願興寺支援	
(4) 公共事業費	
12番 木下四郎君	8 6
(1) 後期高齢者医療制度	
(2) 国保税の引き下げについて	
(3) 学校設備について	
7 番 岡本隆子君	9 3
(1) 子育て支援策	
(2) 教育について	
(3) 生涯学習について	
(4) 御嵩町都市計画マスタープランについて	
6 番 大沢まり子君	1 0 3
(1) 妊産婦健診の公費負担の拡充について	
(2) 新入札方式「総合評価落札方式」の導入について	
(3) 避難所指定校の防災機能の整備について	
9 . 散会の宣告	1 0 9
10 . 署名	1 1 0

12月12日（第3号）

1. 議事日程	1 1 1
2. 出席議員	1 1 1
3. 欠席議員	1 1 1
4. 説明のため出席した者の職・氏名	1 1 1
5. 職務のため出席した者の職・氏名	1 1 2
6. 開議の宣告	1 1 3
7. 会議録署名議員の指名	1 1 3
8. 一般質問	
9番 佐谷時繁君	1 1 3
(1) 首長の決断	
5番 植松康祐君	1 2 0
(1) 環境	
9. 議案の審議及び採決	
議案第54号	1 3 3
議案第55号	1 5 2
議案第56号	1 5 3
議案第57号	1 5 4
議案第58号	1 5 7
議案第59号	1 5 7
議案第60号	1 6 4
議案第64号	1 6 4
10. 散会の宣告	1 6 6
11. 署名	1 6 7

12月19日（第4号）

1. 議事日程	1 6 9
2. 出席議員	1 7 0
3. 欠席議員	1 7 0
4. 説明のため出席した者の職・氏名	1 7 0
5. 職務のため出席した者の職・氏名	1 7 0
6. 開議の宣告	1 7 1

7 . 会議録署名議員の指名	1 7 1
8 . 追加議案の上程及び提案理由の説明	1 7 1
発議第 7 号 ~ 発議第10号 4 件	
9 . 議案の審議及び採決	
議案第61号	1 7 6
議案第62号	1 7 6
議案第63号	1 7 7
議案第65号	1 7 7
議案第66号	1 7 8
議案第67号	1 8 1
議案第68号	1 8 3
議案第69号	1 8 3
議案第70号	1 8 6
議案第71号	1 8 6
議案第72号	1 8 7
議案第73号	1 8 7
議案第74号	1 8 8
発議第 7 号	1 8 9
発議第 8 号	1 9 1
発議第 9 号	1 9 2
発議第10号	1 9 2
10 . 特別委員会委員の選任	1 9 3
11 . 常任委員会の閉会中の特定事件の調査	1 9 4
12 . 議会運営委員会の閉会中の継続審査の決定	1 9 4
13 . 町長あいさつ	1 9 5
14 . 閉会の宣告	1 9 5
15 . 署名	1 9 6

平成19年御嵩町議会第4回定例会会議録

1. 招集年月日 平成19年12月7日
2. 招集の場所 御嵩町役場議会議場
3. 開 会 平成19年12月7日 午前9時 議長宣告
4. 会議に付された件名
 - 議案第54号 平成19年度御嵩町一般会計補正予算(第3号)について
 - 議案第55号 平成19年度御嵩町国民健康保険特別会計補正予算(第2号)について
 - 議案第56号 平成19年度御嵩町老人保健特別会計補正予算(第3号)について
 - 議案第57号 平成19年度御嵩町介護保険特別会計補正予算(第2号)について
 - 議案第58号 平成19年度御嵩町下水道特別会計補正予算(第2号)について
 - 議案第59号 平成19年度御嵩町水道事業会計補正予算(第2号)について
 - 議案第60号 御嵩町固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて
 - 議案第61号 郵政民営化法の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について
 - 議案第62号 御嵩町職員の育児休業等に関する条例等の一部を改正する条例の制定について
 - 議案第63号 御嵩町職員の自己啓発等休業に関する条例の制定について
 - 議案第64号 御嵩町職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定について
 - 議案第65号 御嵩町手数料条例の一部を改正する条例の制定について
 - 議案第66号 御嵩町電源立地地域対策交付金基金条例の一部を改正する条例の制定について
 - 議案第67号 御嵩町小口融資条例の一部を改正する条例の制定について
 - 議案第68号 御嵩町公共下水道事業受益者負担に関する条例の一部を改正する条例の制定について
 - 議案第69号 町道の路線廃止について
 - 議案第70号 町道の路線変更について
 - 議案第71号 町道の路線認定について
 - 議案第72号 御嵩町土地開発公社の定款変更について
 - 議案第73号 町営土地改良事業の事業計画の変更について
 - 議案第74号 可茂広域行政事務組合理約の一部を改正する規約について
 - 発議第7号 30人以下少人数学級の実現を求める意見書
 - 発議第8号 義務教育費国庫負担制度を堅持し、負担率を2分の1に戻すことを求める意見書
 - 発議第9号 名鉄路線対策特別委員会の設置について

発議第10号 亜炭鉱害対策特別委員会の設置について

議事日程第1号

平成19年12月7日（金曜日） 午前9時 開議

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 会期の決定

(1) 会期

(2) 会期及び審議の予定表

日程第3 諸般の報告

議長報告 6件

(1) 「木材の利用推進に関する要望書」について

(2) 30人以下少人数学級を求める意見書及び義務教育費国庫負担堅持を求める
意見書の採択に関する陳情

(3) 原爆症認定制度の抜本的改正等に関する陳情

(4) 学校周辺の不法侵入防止のための立入防止柵・門扉の設置の陳情

(5) 定例監査実施報告書

(6) 現金出納検査結果報告（平成19年8月～平成19年10月分）

町長報告 2件

報告第8号 専決処分の報告について（損害賠償の額）

報告第9号 専決処分の報告について（損害賠償の額）

日程第4 議案の上程及び提案理由の説明 21件

議案第54号 平成19年度御嵩町一般会計補正予算（第3号）について

議案第55号 平成19年度御嵩町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）につ
いて

議案第56号 平成19年度御嵩町老人保健特別会計補正予算（第3号）について

議案第57号 平成19年度御嵩町介護保険特別会計補正予算（第2号）について

議案第58号 平成19年度御嵩町下水道特別会計補正予算（第2号）について

議案第59号 平成19年度御嵩町水道事業会計補正予算（第2号）について

議案第60号 御嵩町固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めるこ
とについて

議案第61号 郵政民営化法の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定に
ついて

議案第62号 御嵩町職員の育児休業等に関する条例等の一部を改正する条例の
制定について

- 議案第63号 御嵩町職員の自己啓発等休業に関する条例の制定について
- 議案第64号 御嵩町職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定について
- 議案第65号 御嵩町手数料条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第66号 御嵩町電源立地地域対策交付金基金条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第67号 御嵩町小口融資条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第68号 御嵩町公共下水道事業受益者負担に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第69号 町道の路線廃止について
- 議案第70号 町道の路線変更について
- 議案第71号 町道の路線認定について
- 議案第72号 御嵩町土地開発公社の定款変更について
- 議案第73号 町営土地改良事業の事業計画の変更について
- 議案第74号 可茂広域行政事務組合理約の一部を改正する規約について

出席議員（12名）

議長 梅原 勇	1番 伊崎 公介	2番 安藤 博通
3番 早川 文人	5番 植松 康祐	6番 大沢 まり子
7番 岡本 隆子	8番 亀井 千歳	9番 佐谷 時繁
10番 谷口 鈴男	11番 鈴木 元八	12番 木下 四郎

欠席議員（なし）

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町 長 渡辺 公夫	副 町 長 梅田 雅美
教 育 長 丹羽 一仁	総務担当 参事兼 総務管理課長 竹内 正康
民生担当参事 纈 纈 久美	建設担当 参事兼 上下水道課長 水野 幸男
教育担当参事 加藤 保郎	総合政策課長 鍵谷 昌孝
税務収納課長 奥村 悟	住民協働課長 日比野 優

社会福祉課長 山 田 儀 雄
環境保全課長 田 中 秀 典
都市整備課長 松 岡 学 一
教 育 課 長 鈴 木 正 人

健康福祉課長 渡 辺 義 弘
産業振興課長 伊佐治 徳 保
会 計 管 理 者 安 藤 信 治
生涯学習課長 吉 田 隆 博

本会議に職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長 桑 下 増 美

議 会 事 務 局 記 書 渡 辺 謙 二

開会の宣告

議長（梅原 勇君）

おはようございます。

ただいまの出席議員は12名で、定足数に達しています。よって、平成19年御嵩町議会第4回定例会は成立しましたので、開会いたします。

これより本日の会議を開きます。

地方自治法第121条の規定により出席を求めた者及び委任者は、お手元に配付してあります報告書のとおりですので、よろしく願いいたします。

招集者 渡辺町長よりあいさつをお願いします。

渡辺町長。

町長（渡辺公夫君）

皆さん、どうもおはようございます。早朝より大変御苦労さまでございます。

議会冒頭に当たり、あいさつをさせていただきます。

第4回御嵩町議会定例会開催に当たり、町政をめぐる諸課題についての所見や報告を申し上げますとともに、今回の定例会に提案いたします案件について述べます。

世界経済の動向は、マネーゲームによる原油の高騰が一般家庭にまで大きな影響を及ぼし、ガソリン代の値上げはとどまるところを知らず、野放し状態となり、日一日と寒くなる中、灯油の値上げは直接家計に打撃を与えております。福祉の観点から補助等も考えなければならぬいかもしれません。私どもとしてすぐできることは、クールビズならぬウォームビズを実施し、厚めの靴下や一枚着衣を多く着ることで、少しでも暖房経費の節減を図りたいと思っております。また、最近の新聞、テレビ等の報道を見て、皆さんも同様かと思いますが、日本という国は一体どこに向かって進んでいるのか心配になります。

綱紀肅正、コンプライアンスが叫ばれて久しく、国・地方公務員ともその体質改善が図られ、それぞれの自覚も高まったはずですが、今またここに防衛省の元幹部職員と防衛商社の濃密な癒着が表面化し、贈収賄事件となり逮捕者まで出る状況です。まさにモラルの欠如を嘆かざるを得ない状況であります。また、暗い話題で申しわけありませんが、親族間殺人や、全く自己の都合だけで第三者を巻き込んだ生命にかかわる記事が新聞紙面等から消える日がないほど頻発している状況は、「憂える」の言葉で片づくようなものではなく、地域社会と家庭、そして個人のかかわりを何とか密なものにする策を講じる必要性を今強く感じているところであります。世界一安全と言われた日本は、一体どこにと思わざるを得ません。

明るい話題も幾つかあります。11月30日、地域や国の未来を担う子供たちや青年層の豊かな

感性を醸成するための一助となればと、本年10月に創立130周年を迎えられた十六銀行から、児童書や子供向けの辞典類など93冊、およそ25万円相当を御寄贈いただきました。御恵与をいただきましたこれらの書籍は、中山道みたけ館の図書館に十六銀行寄贈書籍コーナーを設け、近日中に広く皆さんに利用いただけるよう準備をしておりますことを、ここに御報告申し上げます。

また、今月3日には、野球の日本代表が北京オリンピックへの出場権を獲得してくれました。テレビの前で一喜一憂された方も多いかと思いますが、胸を打つのは、1億円を超える年俵を稼ぐプロ野球選手が、お金ではなく、名誉や意地でひたむきにボールを追う姿があったからこそと言えます。本選でも、ぜひ金メダルを目指し頑張っていたきたいものです。

サッカーでも明るい話題が舞い込んでまいりました。岐阜市に拠点を置くサッカーチーム、FC岐阜が、J2ではありますが、遂にJリーグ入りを果たしました。このチームには、殊のほか古田岐阜県知事も力を入れておられ、先月開催されました知事と町村長の意見交歓会の席上で、県内各市町村に支援の要請をしたいと申しおられましたので、その際には近隣町村と協議した上で、歩調を合わせたいと思っております。

また、ここで改めて、去る9月16日と17日に開催した敬老会において、会場で配布いたしました昼食弁当が原因で発生した食中毒について御報告をさせていただきます。御高齢の方を対象とした席で発生した事案であり、主催者である御嵩町としても対策本部を速やかに設置し、医療機関を初めとして関係各方面の協力を得ながら、社会福祉協議会と連携し、実態の掌握と、症状を訴えられた方の早期治癒を願い、発症された方々への家庭訪問による回復確認やおわびなど対応をしてまいりました。おかげをもちまして、重篤な症状に陥られた方はなく、皆さん短期間で回復されましたことに安堵しております。しかしながら、最終的に原因者との調整等を残しておりました関係から、対策本部を解散しておりませんでした。これも昨日の12月6日、最終調整と対応が町と社会福祉協議会、原因者の間で完了いたしましたので、対策本部を解散いたしました。これを機に敬老会をやめるという考えは持っておりませんし、この教訓を忘れることなく、今後の町政展開の糧とする所存であります。この場をおかりして、本部解散の御報告と、被害に遭われました皆さん、また家族に対し、深くおわび申し上げますとともに、関係各方面の多大なる尽力に対し、深甚なる謝意を表します。

次に、これもまた御嵩町の持った宿命とはいえ、非常に残念な事故となった比衣雨田地区と隣接する顔戸地区の地中にある亜炭廃坑に起因する東西約40メートル、南北約30メートル、面積約1,200平方メートル、地表面の陥没深度が最大で旧地表より1.5メートルという広範囲にわたる農地陥没と、民家1棟の建物の傾き、基礎等の亀裂といった被害を及ぼしました。陥没事故発生以降、被害者の心情を酌み、町として一刻も早い特定鉱害の認定作業と特定鉱害復旧事

業等基金による復旧を目指し、国・県と復旧の方法、時期など詳細な調査と協議を重ねてまいりました。しかしながら、特定鉱害復旧事業等基金でできる復旧内容の限界、復旧方法の選定にかかわる意見調整など、想像以上に時間を費やし、若干おくれましたが、やっとこの定例会において、復旧に係る経費として特定鉱害復旧費の1,200万円と補償費100万円の増額補正予算、平成19年度から平成20年度までの債務負担として2,000万円を計上させていただいております。議決いただけましたなら、新年早々に復旧工事に着手したいと考えております。

現在、この亜炭鉱害復旧に関し、特定鉱害復旧事業等基金を持って充てておりますが、今後このような大規模陥没、住宅を巻き込んだ陥没の発生がさらに危惧される状況となってきました。去る11月21日には御嵩町で県知事と県内町村長との意見交歓会があり、古田知事にはお忙しい中、来町予定時間を30分繰り上げていただき、陥没現場の視察をしていただきました。その際、基金原資の問題、御嵩町にとってこの亜炭廃坑が持つ特殊な状況、平成14年度より行ってまいりました亜炭廃坑危険度調査に関連し、地震防災との観点での予防措置の導入など、率直にお話を申し上げ、ともに手を取り、力を出し合い、調査から一步踏み出した動きをしていただきたいことをお願いしたところであります。

また、12月3日には、亜炭廃坑の危険度調査にこれまで中心的役割を果していただいた早稲田大学の濱田政則教授にもお越しいただき、今後の亜炭廃坑対策について意見交歓を行ったところであります。まだまだ道のりは遠い感があります。ハードルも幾つかあります。しかし、町民の皆さんの安全を考えることを最優先との思いで、今後この亜炭廃坑問題に取り組んでいく所存ですので、議会の全面的な協力をお願い申し上げますとともに、被災されました皆さんに心よりお見舞いを申し上げます。

次に、平成20年4月から御嵩保育所を民営化するに当たり、現在の状況を御報告いたします。この11月1日より、来年4月から保育業務を移管する学校法人荻須学園と、引き継ぎ保育、共同保育を実施しておりますが、非常にスムーズに子供たちもなじみ、保育活動が町職員と荻須学園職員との間で互いに刺激し合いながら進んでいっております。また、当初心配しておりました来年からの入所者の申し込み状況も、前年並みとなっており、まずは一安心しているところでありますが、実際に荻須学園が母体となって稼働するようになった際には、その持つおられるノウハウをいかに発揮していただき、町の保育運営によい影響を与えてもらいたいと思っており、結果として相互に質の高い保育の実現が達成できればと期待を寄せているところであります。

また、小・中学生の医療費負担を、現在の自己負担額分の2分の1助成から全額助成することについてであります。これも御嵩町における子育て支援策の一つとして、来年4月から実施に向けてまいりました。子供たちを産み育てやすい環境を、この御嵩町に創出しようとの思い

で導入するものです。そのため、事前に本年度中に福祉医療電算処理等準備を行う必要があり、準備費用として62万円補正予算を計上させていただいております。ぜひ御理解のほどいただきたいと存じます。

次に、国の医療制度の改革に伴う後期高齢者医療制度の現状について触れさせていただきます。これは超高齢化時代へ突入、医療費の増加などにより、今後の医療保険制度上、高齢者世代間での負担、高齢者と若年者という世代間の負担の不公平感や、財政基盤の不安定化を解消しようと創設された制度で、来年4月から導入されます。県単位で全市町村が加入した広域連合が設置されており、私も事務方もこの制度導入に向けての審議、協議を重ねてまいりました。去る11月16日、私も議員の一人ではありますが、連合会のある岐阜市柳津において連合会臨時議会が開催され、岐阜県における保険料が6,300円と決定しました。この6,300円という金額は、全国平均の6,200円より100円高くなっておりませんが、全国平均には葬祭費等500円が含まれておらず、結果的には400円安い設定となりました。75歳以上の方及び65歳以上の一定の障害を持った方がこの後期高齢者医療制度の被保険者になられるわけですが、この制度への変換に先立ち、制度の周知と理解をいただくために、1月下旬から町内3カ所で説明会を開催する予定であります。

次に、建設産業部門での現在の動きについて触れさせていただきます。まず国道21号バイパスの整備についてであります。バイパス工事は、平成21年度完成に向け、精力的かつ順調に工事が進んでおりますことを、ここに御報告を申し上げますとともに、これに関して当然町として行わなければならない町道の改良、下水道と上水道の布設は、優先事業として実施すべく考えております。関係する地域の皆さんに改めて御協力をお願いするところであります。なお、水道布設につきましては、その財源として電源立地地域対策交付金を充て実施する予定であります。

また、丸山ダム建設事業に関連する資材運搬道路についてであります。現在、今年度末の完成を目指し工事は進んでおります。この道路は、御承知のように、上之郷の中心部から大久後地内に至る全長6.5キロほどの壮大な道路で、開通後には地域の活性化と発展に大きな役割を果たしてくれるものと期待を寄せているところであります。そこで、よりこの道路に愛着を持っていただくためにも、この道路の通称、愛称名をつけていただきたいと思います。公募する計画であります。町の広報紙、ホームページ、その他媒体を通じ広く募集させていただきますので、よろしく願いいたします。なお、この道路に関連して、町道路線の認定、変更、廃止につき議案を提出いたしておりますので、よろしく御審議のほどお願いいたします。

ここで、現在懸案となっております案件について触れさせていただきます。

初めに、さきの町長選挙の折に私のマニフェストに掲げました、一般家庭の水道料金の引き

下げを平成20年5月検針分から実施することについてであります。御嵩町水道事業経営審議会に家庭用水道料金を10%引き下げる旨の諮問をし、慎重審議を重ねていただきました。その結果、12月3日に御嵩町水道事業経営審議会会長より、10%の引き下げにつき了承する旨の答申をいただいたところであります。この件につきましては、12月5日開催の町議会総務建設産業常任委員会協議会、12月6日開催の議員全員協議会において今後の流れについて御説明をさせていただいておりますが、来年3月の議会第1回定例会において、水道料金に係る条例等改正案を提案したいと考えておりますので、よろしくお願いたします。

この上水道の一般家庭用水道料金引き下げと同時に考えなければならない重要課題として、上之郷の一部地域の無水道問題があります。町長就任以来、地元関係者と数度の懇談会、会議を開催し、現状や今後について忌憚のない御意見を多数ちょうだいしました。これら御意見を受け、早期の無水道状態の解消を図る必要性と、同一条件での生活環境を確保することの重要性を改めて痛感したところであります。そこで、今後についてであります。平成20年度から最長5ヵ年以内に無水道解消が実現できるよう鋭意努力する所存であります。なお、一般家庭の水道料金10%引き下げに関して、本町の重大な政策などの意思決定の過程に町民の皆さんの参加の機会を設け、公正の確保、透明性の向上などを図る観点から、広く御意見をお寄せいただきたく、来年1月11日から同月30日までパブリック・コメントを募集いたします。ぜひ多数の御意見をお寄せいただき、内容等十二分に考え、実施に移していきたいと思っておりますし、無水道対策事業実施についても、同様にパブリック・コメントをお寄せいただく予定であります。水道料金値下げ、無水道対策事業ともに、パブリック・コメント募集についての周知については、町の広報紙、ホームページで行いたいと思っております。

次に、町内唯一とも言える公共交通機関、名鉄広見線についてであります。道路網の整備、車利用の急増といった社会変化の中で、名鉄広見線の利用者数は年々減ってきており、約10年前の平成8年度における年間利用者224万人に対し、平成18年度は108万人と半数以下になっております。この状況下、100円の収入を得るためにどれだけの経費を要するかを示す経営係数で見ますと、平成18年度は100円の収入を上げるために356円の経費を要しているという実態があります。つまり、列車1本を運行するたびに、名鉄としてはこの広見線で赤字を重ねているということになります。ここ数年間の名鉄の経常損益は、新可児駅から御嵩駅間で2億4,000万を超えている状況で、いかに公共性の高い業務であるといえど、企業としての状況は決して健全なものとは言えないことは自明の事実としてとらえなければなりません。また、いかに公共性の高い交通運輸事業に携わる名鉄といえど、今のままでの運行、路線の維持は困難とするのも至極当然のことで、名鉄からは最終的に、この路線を地方公共団体としてどのように考え、どうしていくのか、方向性や考えを平成20年末までに示してほしいと提示がなされております。

町としては、住民の貴重な足としての役割、町内に2校ある県立高校への通学者や、車を使用できない高齢者、障害者のことなどを思い、名鉄に駅員の無人化、ワンマンによる列車運行など企業努力をお願いしているところであり、名鉄広見線対策協議会や新年早々に立ち上げ予定の鉄道対策懇談会において協議・検討を重ねていく予定であります。この問題に対しての町の基本姿勢は、あくまでも名鉄広見線の御嵩駅から新可児駅間の存続ありきであります。

種々申し上げましたが、今回の定例会に提案する案件について触れさせていただきます。提出案件は、専決処分に係る報告案件2件と、これまで中学校3年生までの医療費について、自己負担分の半額助成をしていたものを、平成20年4月1日から全額助成とするための準備に係る経費62万円。住民参加のまちづくりを積極的に進展させるため、国土交通省から民間都市開発推進機構拠出金を受け、住民がみずから行う施設整備の活動助成に充てるふるさとふれあい振興基金の原資として3,705万円。9月19日に発生した亜炭鉱害復旧関連として1,300万円の増額など、一般会計・特別会計補正予算案件6件。御嵩町固定資産評価審査委員会委員の選任に関する同意案件1件。御嵩町職員の自己啓発等休業に関する条例制定、郵政民営化法の施行に伴う関係条例整理に関する条例の制定、人事院勧告に基づく職員給与に関する条例改正など、条例制定及び一部改正に関する案件8件。町道の路線に関する案件3件、土地開発公社定款の変更1件、町営土地改良事業計画に関する案件1件、一部事務組合の規約の改正案件1件、都合議案21件を上程いたしております。詳細につきましては、後ほど担当から御説明申し上げますので、御審議のほどよろしくお願いいたします。以上であります。

議長（梅原 勇君）

本日の日程は、お手元に配付しました議事日程のとおり行いたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

会議録署名議員の指名

議長（梅原 勇君）

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員に、12番 木下四郎君、1番 伊崎公介君の2名を指名します。

会期の決定

議長（梅原 勇君）

日程第2、会期の決定についてを議題といたします。

お諮りします。本定例会の会期は、去る11月21日の議会運営委員会において、本日より12月19日までの13日間と決めていただきました。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、会期は本日より19日までの13日間とすることに決定いたしました。

なお、会期中の議案の審議等の予定は、お手元に配付しました会期及び審議の予定表のとおりに行いたいと思いますので、お願いいたします。

諸般の報告

議長（梅原 勇君）

日程第3、諸般の報告を行います。

議長報告を行います。

お手元に配付してあります諸般の報告つづりをごらんください。

「木材の利用推進に関する要望書」について、30人以下少人数学級を求める意見書及び義務教育費国庫負担堅持を求める意見書の採択に関する陳情、原爆症認定制度の抜本的改正等に関する陳情、学校周辺の不法侵入防止のための立入防止柵・門扉の設置の陳情、定例監査実施報告書、現金出納検査結果報告（平成19年8月～平成19年10月分）、以上の6件が議長あてにありました。その写しを配付させていただき、議長報告にかえさせていただきます。

なお、「木材の利用推進に関する要望書」につきましては総務建設産業常任委員会協議会で、30人以下少人数学級を求める意見書及び義務教育費国庫負担堅持を求める意見書の採択に関する陳情と原爆症認定制度の抜本的改正等に関する陳情、学校周辺の不法侵入防止のための立入防止柵・門扉の設置の陳情につきましては、民生文教常任委員会協議会でそれぞれ御協議をお願いいたします。

以上で議長報告を終わります。

続きまして、町長報告を行います。

報告第8号 専決処分の報告について（損害賠償の額について）、報告第9号 専決処分の報告について（損害賠償の額について）、以上2件について、朗読を省略し説明を求めます。

伊佐治産業振興課長。

産業振興課長（伊佐治徳保君）

おはようございます。

それでは、報告第8号、報告第9号、専決処分の報告について説明いたします。

諸般の報告の1ページをお願いします。

山林所有者の方を初め皆様に大変な御迷惑をかけましたが、示談が成立しましたので報告します。

損害賠償の額を定めることについて、地方自治法第180条第1項の規定により、専決第7号につきましては平成19年10月9日に専決処分を行ったものであります。専決処分の内容ですが、私有林を誤伐したことによるものです。事案発生日時は、平成19年4月23日（月曜日）午前11時30分ごろであります。事案発生場所は、御嵩町上之郷字水ヶ洞7207番地32（山林）で、損害賠償の相手方は、御嵩町上之郷7112番地9、植松覚。事案の概要であります。上記日時及び場所におきまして、町有林と私有林の境界を誤認したことにより、私有林の立木を伐採してしまつたものです。損害賠償額は35万231円であります。

次に2ページをお願いします。

専決第8号につきましても、平成19年10月9日に専決処分を行ったものです。日時、場所、概要は、専決第7号と一緒にあります。損害賠償の相手方は、御嵩町上之郷7039番地6、和田弘義。損害賠償額は35万231円です。

なお、この賠償額につきましては、町が加入しております全国町村会総合賠償補償保険によって一部補てんされておりますが、今後このようなことが起こらないよう、境界の確認については字絵図等により隣接者を確認し、境界の立ち会いをして事業を進めていきたいと考え、現在そのように進めておりますので、よろしくをお願いします。まことに申しわけありませんでした。

以上で報告を終わります。

議案の上程及び提案理由の説明

議長（梅原 勇君）

日程第4、議案の上程及び提案理由の説明を行います。

お諮りします。本定例会に提案されました議案第54号から議案第74号までの21件を一括議題として上程し、提案理由の説明を求めたいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。

それでは、付議事件21件を一括議題とし、提案理由の説明を求めます。

議案第54号 平成19年度御嵩町一般会計補正予算（第3号）について、朗読を省略し説明を求めます。

竹内総務参事。

総務担当参事兼総務管理課長（竹内正康君）

それでは、議案第54号 平成19年度御嵩町一般会計補正予算（第3号）について御説明いたします。

お手元の補正予算つづり、黄色の表紙の一般会計1ページをお願いいたします。

第1条の歳入歳出予算の補正ですが、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ529万4,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ59億7,502万4,000円とするものであります。

第2条の債務負担行為の補正と地方債の補正につきましては、次の表で説明いたしますので、6ページをお開きください。

第2表 債務負担行為補正の変更は1件です。伏見小学校体育館耐震補強工事設計監理委託事業で、今回内装・外装の改修工事をあわせて行うこととしたため、限度額を20万円増額し、130万円とするものです。

追加は3件ですが、一般廃棄物最終処分場生活環境影響調査業務委託事業を、平成20年度まで、限度額100万円を補正するものです。生活環境影響調査の地下水調査は、年4回、季節ごとに調査測定をするものであります。

中公民館トイレ改修工事設計監理委託事業は、平成20年度まで、限度額50万円を補正するものです。御承知のように、中公民館は年間を通して多くの方が利用されておりますが、便所が和式であり、しゃがむことがなかなかできない年代も増加していますので、1階から3階の便器を洋式に取りかえるものであります。

特定鉱害復旧事業（雨田地区）は、平成20年度まで、限度額2,000万円を補正するものです。9月に比衣地内で発生しました浅所陥没により、家屋と農地の復旧を行うものです。7ページで、第3表 地方債補正は追加1件で、現年発生補助災害復旧事業で限度額110万円です。起債の方法、利率、償還の方法はお目通しをお願いします。これは前沢川の護岸復旧工事によるものであります。

次に10ページをお願いします。

歳入の町税で、法人分、現年度分の4,500万円の増額と、固定資産税、現年度分の1,000万の増額は、グリーンテクノ企業関連による増であります。

分担金及び負担金の災害復旧費負担金で、特定鉱害復旧事業費負担金800万円は、比衣雨田地内復旧工事に係る19年度分の特定鉱害復旧事業基金からの負担金であります。

国庫支出金の民生費国庫負担金319万8,000円の増額は、児童手当対象者が当初よりも増となりましたので、被用者児童手当負担金で206万4,000円の増額、非被用者児童手当負担金は10万円の減額、特例給付負担金は19万円の減額、11ページの被用者小学校終了前特例給付負担金は51万3,000円の増額、非被用者小学校終了前特例給付負担金は91万1,000円の増額であります。

公共災害復旧費国庫負担金の道路河川災害復旧費負担金228万8,000円は、前沢川の改修に係る負担金であります。

国庫委託金の総務費委託金で、外国人登録事務委託金は交付額決定により59万円の増額です。県支出金の民生費県負担金158万2,000円の増額は、国庫支出金と同様、児童手当対象者の増によるものであります。

12ページ、県補助金の総務費県補助金で、電源立地地域対策交付金7,556万2,000円の減額は、この交付金を21号バイパスの上水道整備に充てるため、受け入れ先を一般会計から水道事業会計へ変更するため減額するものであります。

委託金の教育費委託金で家庭教育支援総合推進事業委託金48万5,000円は、子育てサポーター育成講座など子育て支援事業の委託金であります。

財産収入の利子及び配当金は、各種基金の預金利子が当初見込みよりも増となったため、財産造成基金から電源立地地域対策交付金事業基金まで全12の基金利子を合わせて414万円増額するものです。また、この金額につきましては、歳出の方でも同額を利子積立金として計上していますので、お願いいたします。

13ページ、財産収入の有価証券収入は4,316万5,000円全額を減額するものであります。平成15年度、平成16年度に、21号バイパス配水管布設事業に充てるため水道事業会計へ出資をしていましたが、今年度、一般会計の当初予算編成において歳入の不足を生じたため、水道事業会計からこの出資をお返ししていただくよう償還金を見込んでいましたが、何とか本年度やりくりのめどがつかまりましたので、今年度の収入を取りやめるものであります。

諸収入の雑入で住民参加型まちづくりファンド拠出金3,705万円の補正は、主に民間都市開発推進機構からの助成金です。今年度はふるさとふれあい振興基金に積み立て、20年度以降のまちづくり活動を目的とした住民団体へ助成を行うもので、特にハード事業を対象としております。

14ページ、町債の災害復旧債で現年発生補助災害復旧事業債110万円は、前沢川護岸復旧工事による借り入れであります。

次に15ページからの歳出であります。それぞれの予算項目で人件費の補正を行っています。給料、職員手当、共済費を初め報酬を含めた人件費全体で2,421万6,000円の減額補正です。人事院勧告による給与改定、扶養手当、勤勉手当など制度改正に伴う増額と、共済費は、退職手当組合特別負担金の減額補正などであります。人件費の詳細につきましては、30ページ以降に給与費明細書がつけてありますので、御確認をお願いいたします。

また、歳出につきましては、細かなものがたくさんありますので、主なもののみを説明させていただきます。

15ページで総務費の一般管理費ですが、旅費の15万円は行政視察等に伴う補正であります。負担金補助及び交付金で郡町村会負担金は、確定により90万8,000円の減額です。

財産管理費の需用費の修繕料50万円は、北庁舎の空調設備が故障したため修繕するものであります。

企画費の報償費で講師等謝礼8万円は、名鉄広見線について鉄道対策懇談会を立ち上げるものであります。

16ページの企業立地推進費の誘致企業奨励金は2,224万7,000円の減額で、工場設置奨励金及び雇用促進奨励金の減額であります。

ふるさと創生費の積立金でふるさとふれあい振興基金積立金の3,705万円は、歳入で説明しました住民参加型まちづくりファンド拠出金を積み立てるものであります。

電源立地地域対策交付金事業基金積立金は、この交付金を21号バイパスの配水管布設事業に活用するため、一般会計での積み立てから水道事業会計の方で新たに予算計上をするため減額するものであります。

17ページの選挙費の参議院議員選挙費は、確定により報酬から備品購入費、合わせまして62万7,000円の減額です。

18ページの町議会議員選挙費も、報酬から使用料まで合わせて666万3,000円の減額です。

次に、民生費の社会福祉総務費で報酬25万7,000円は、民生委員推薦準備会の地区委員の報酬の増額であります。

19ページでみたけ会館費は、需用費の印刷製本費で50万円の増額です。これは人件施策推進計画書の概要版の印刷費用であります。委託料は、人権教育・啓発推進計画を職員の手づくりで行うこととしたため120万円の減額であります。

老人福祉費の繰出金で老人保健特別会計繰出金は、医療給付費の増により1,450万5,000円の増額です。介護保険特別会計繰出金は、配食サービスの利用者増により97万3,000円の増額です。

福祉医療費の需用費で、消耗品30万円と委託料の福祉医療電算処理委託料32万円は、来年4月から中学生までの医療費無料化に向けて、受給者証の作成など準備費用を補正するものであります。

20ページの児童福祉総務費で扶助費の636万5,000円の増額は、児童手当対象者が当初見込みより増となったため増額するものであります。

児童運営費の需用費で修繕料は、御嵩保育所民営化に向けて屋根や床の修繕、それと遊具の塗装を行うため415万6,000円の増額です。役務費の手数料3万4,000円は、旧顔戸保育所浄化槽の洗浄及び消毒手数料を補正するものであります。委託料で他市町村児童運営委託料は、広見保育園など委託児童数の増加により224万2,000円の増額です。

児童館費の委託料で、伏見児童館のトイレを洋式に改修するに当たり、設計委託料32万

8,000円を補正するものであります。

21ページ、下段の衛生費のし尿塵芥処理費で、委託料の一般廃棄物最終処分場生活環境影響調査業務委託料60万5,000円は、債務負担行為の補正で説明しましたように、法改正による地下水調査を生活環境影響調査に追加するもので、今年度支出予定分であります。

陶磁器のリサイクル等に係る処理・運搬業務委託料は、6月に補正計上いたしましたが、計画を取りやめることとしたため134万4,000円の減額です。負担金の可茂衛生施設利用組合総務管理、し尿、塵芥、不燃物処理費負担金は、確定により96万6,000円の減額です。

次に23ページへ行きまして、下段の土木費の土木総務費で、負担金の県道改良事業負担金100万円の増額は、県道井尻・八百津線の用地測量費の増によるものです。急傾斜地崩壊対策事業負担金300万円の増額は、長岡地内の施工箇所がふえたための増であります。自動車道対策費の補償、補填及び賠償金で、建物移転補償費640万円と立木等補償費189万1,000円は、21号バイパス整備に関連した御嵩123号線ほか道路改良に伴う補正であります。

25ページの消防費で、防災費の緊急地震速報受信機設置委託料88万円は、この本庁舎と中山道みたけ館、それと小学校3校の計5ヵ所に受信機を設置するもので、ネットに接続するための費用であります。

教育費で事務局費の報酬82万6,000円の減額と賃金の60万9,000円の増額は、子供と親の相談員が10月に退職されたため、その後を臨時職員で対応するため組み替えをするものであります。

26ページの中学校の学校管理費で需用費の修繕料28万円は、向陽中学校南舎の屋根防水修繕を行うものです。委託料7万4,000円も、向陽中学校の貯水槽保守点検委託料の補正です。

生涯学習費の公民館費で報酬と賃金は、公民館事務嘱託員が1ヵ月欠員により、臨時職員で対応したため12万6,000円を組み替えるものであります。委託料110万4,000円は、債務負担行為の補正で説明しましたように、中公民館トイレ改修に伴う設計委託料を補正するものであります。

27ページ、生涯学習費の文化財維持費で、負担金補助及び交付金45万9,000円の増額は、願興寺の霊宝殿防火扉と消防施設機器修繕の補助金であります。

社会人権同和教育費の需用費は、人権啓発パンフレット印刷のため6万1,000円の増額です。

図書館費の役務費で手数料12万3,000円の増額は、これも法改正に伴うアスベスト含有量の調査を機械室など3ヵ所調査するとともに、冷水機器の廃棄手数料を補正するものです。

28ページの災害復旧費、河川災害復旧費は、前沢川の災害が公共災害に認められましたので、需用費、役務費、工事請負費、合わせて621万4,000円を補正するものです。

下段の特定鉱害復旧費も、比衣地内の浅所陥没が鉱害と認定されましたので、その復旧費として工事費1,200万円と補償費100万円を補正するものです。また、この工事につきましても、

債務負担行為で説明しましたように、平成20年度までの工事を予定しています。

29ページ、予備費は48万9,000円を増額し、この補正予算を調製いたしました。

以上で補正予算の説明を終わります。御審議のほどよろしくお願いいたします。

議長（梅原 勇君）

議案第55号 平成19年度御嵩町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）について、議案第56号 平成19年度御嵩町老人保健特別会計補正予算（第3号）について、以上2件について、朗読を省略し説明を求めます。

日比野住民協働課長。

住民協働課長（日比野 優君）

それでは、議案第55号 平成19年度御嵩町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）でございますが、御説明を申し上げます。

補正予算書、一般会計の次でございますが、オレンジ色の表紙1ページをお願いいたします。

今回の補正につきましては、第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出にそれぞれ14万3,000円を追加し、歳入歳出の総額を歳入歳出それぞれ18億9,673万9,000円とするものでございます。今回の補正の主な理由につきましては、歳入では国民健康保険基金等の利子が確定したことによる増額と、歳出では保険税の還付が増額になったことによる変更でございます。

それでは、内容につきまして6ページをお願いいたします。

歳入の款7の財産収入では、先ほど申し上げましたけど、国民健康保険基金等の利子の確定によりまして14万3,000円の増額でございます。

歳出につきましては、次の7ページをお願いいたします。

7ページの款7の基金積立金として14万3,000円の増額。

款9の諸支出金につきましては、一般及び退職者の保険税が社会保険等への加入などにより還付が生じたので、75万5,000円の増額。

款10の予備費につきましては、予算の調製をさせていただき、75万5,000円の減額とするものでございます。

次でございますが、議案第56号でございますが、平成19年度御嵩町老人保健特別会計補正予算（第3号）について御説明を申し上げます。

補正予算書はイエロー、その次でございますが、表紙の1ページをお願い申し上げます。

今回の補正は、第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億7,404万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ20億1,468万8,000円ということで、老人保健が20億の大台に乗ったわけでございます。

今回の補正は、今年度の医療費が現予算より増加することが今後見込まれますので、歳入に

つきましては、支払基金と国及び県、並びに一般会計からの負担をお願いし、増額補正をする
とともに、歳出につきましては医療諸費を増額補正するものでございます。

それでは、内容につきまして6ページをお願い申し上げます。

歳入につきましては、款1の支払基金交付金の8,702万2,000円の増額。

款2の国庫支出金では5,801万4,000円の増額。

款3の県支出金につきましても1,450万3,000円の増額。

款4の繰入金につきましても1,450万5,000円の増額でございます。

歳出につきましては、7ページをお願い申し上げます。

款2の医療諸費でございますが、現在までの今年度の医療費の伸びを考えまして、1億
7,404万4,000円を増額するものでございます。

以上2件、御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

議長（梅原 勇君）

議案第57号 平成19年度御嵩町介護保険特別会計補正予算（第2号）について、朗読を省略
し説明を求めます。

渡辺健康福祉課長。

健康福祉課長（渡辺義弘君）

それでは、議案第57号を説明いたします。

ピンクの表紙の1ページをお開きください。

平成19年度御嵩町の介護保険特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところにより、第
1条 保健事業勘定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ98万5,000円を追加し、歳入歳
出予算の総額は歳入歳出それぞれ11億9,263万円とするものです。

今回の補正は、基金利子の積み立て、人件費及び委託料の増額補正です。詳細につきまして
は、6ページをお開きください。

歳入ですが、一般会計繰入金の97万3,000円については、歳出の増額によるものです。

次の利子及び配当金につきましては、1万2,000円が基金利子です。

次に7ページをお開きください。

歳出ですが、基金利子1万2,000円を基金に積み立てるものです。

次の包括的支援事業等費97万3,000円は、人件費の補正、高齢者等配食サービス事業委託料
については、ひとり暮らし、高齢者などの食事サービス利用食数が増加したことに伴います増
額補正です。

以上で説明を終わります。御審議のほどよろしくお願いいいたします。

議長（梅原 勇君）

議案第58号 平成19年度御嵩町下水道特別会計補正予算(第2号)について、議案第59号平成19年度御嵩町水道事業会計補正予算(第2号)について、以上2件について、朗読を省略し説明を求めます。

水野建設参事。

建設担当参事兼上下水道課長(水野幸男君)

それでは、黄緑色の表紙の下水道特別会計補正予算書をお願いいたします。

1ページをお願いいたします。

議案第58号 平成19年度御嵩町下水道特別会計補正予算(第2号)を説明申し上げます。

歳入歳出予算の補正でございますが、第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ2,360万円を減額いたしまして、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ9億2,000万円とするものでございます。

第2条 地方債の変更につきましては、第2表 地方債の補正によるものでございまして、4ページをお願いいたします。第2表 地方債の補正でございますが、公共下水道建設事業、流域下水道事業負担金の限度額が2億9,470万円でございますが、2,480万円を減額いたしまして2億6,990万円とさせていただくものでございます。起債の方法、利率、償還の方法につきましては、補正前と同じでございますので、よろしく願いをいたします。

次に7ページをお願いいたします。

歳入でございますが、負担金で01の下水道事業受益者負担金でございますけれども、550万円の増額をいたしまして3,644万円でございます。農地等の猶予を解除したことによる増でございます。

次に下水道使用料でございますが、431万9,000円を減額いたしまして1億3,357万4,000円とするものでございます。これまでの収入状況、今後の見込み等を考慮いたしまして減額するものでございます。

それから町債でございますが、01の下水道事業債2,480万円減額いたしまして2億6,990万円。建設事業が2,490万円の減額、流域下水道の負担金が10万円の増額というものでございます。

歳出でございますが、人件費は省略させていただきまして、主なものとして下水道建設費でございますが、15の工事請負費1,500万円を増額させていただきます。国道のマンホールのふたでございますけれども、危険性が非常にあるということで、それを解消するために国道のマンホール41カ所を取りかえるものでございます。補償、補填及び賠償金につきましては2,468万8,000円の減額。水道移転補償費、工事発注により減額するものでございます。

9ページをお願いいたします。

公債費の利子でございますが、確定によりまして263万円の減額で1億7,623万7,000円とい

うものでございます。

予備費につきましては、歳入歳出の差額を予備費で調整いたしまして、1,191万円の減額をさせていただきまして435万6,000円というものでございます。

以下、次ページの給与費明細書はお目通しをいただきたいと思えます。

以上で下水道特別会計補正予算（第2号）を御説明させていただきました。

次の水色のページをお願いいたします。

1ページをお願いいたします。

議案第59号でございますが、平成19年度御嵩町水道事業会計補正予算（第2号）を説明申し上げます。

総則の第1条でございますが、平成19年度御嵩町水道事業会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによるというものでございまして、収益的収入及び支出の第2条の19年度御嵩町水道事業会計予算第3条に定めた収益的支出の方でございますけど、予定額を次のとおり補正するものでございまして、第2款の水道事業費用につきましては、補正額はございません。第1項の営業費用につきましては、237万3,000円の減額をいたしまして4億4,534万8,000円。第2項の営業外費用につきましては484万7,000円の増額。それから第4項の予備費につきましては247万4,000円の減額でございます。

2ページをお願いいたします。

次に、資本的収入及び支出でございますが、第3条 予算第4条本文括弧書き中、資本的収入額が資本的支出額に対して不足する額2億2,297万1,000円を資本的収入額が資本的支出額に対して不足する額1億8,315万1,000円に改めまして、過年度損益勘定留保資金1億4,827万9,000円を過年度損益勘定留保資金1億5,245万9,000円に、利益剰余金処分量7,469万2,000円を利益剰余金処分量3,069万2,000円に改めまして、資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正するものでございます。

収入でございますが、第3款資本的収入につきましては、6,441万4,000円を補正いたしまして1億3,341万4,000円と。第2項負担金につきましては2,468万9,000円を減額し、第5項の県支出金につきましては8,910万3,000円を増額するものでございます。

支出でございますが、第4款の資本的支出でございますけれども、2,459万4,000円を増額いたしまして3億1,656万5,000円とするものでございます。第1項の建設改良費につきましては2,050万9,000円の減額、償還金につきましては4,400万の減額、投資につきましては8,910万3,000円の増額というものでございます。

次の4ページの実施計画明細書、それから6ページの資金計画書、7ページの給与費明細書、9ページの損益計算書、それから11ページの貸借対照表は、それぞれお目通しをいただきまし

て、14ページをお願いいたします。

実施計画明細書で説明いたしますが、収益的収入及び支出でございますけれども、受水費でございます。284万7,000円の減額をいたしまして2億3,885万3,000円。これまでの実績、これからの見込みを考慮いたしまして減額するものでございます。

主なものは以上でございます。

次のページをお願いいたします。

営業外費用の雑支出でございますが、その他雑支出で200万円の増額をいたしまして230万と。徴収停止引当金の増額をさせていただくものでございます。消費税につきましては、284万7,000円の減額をいたしまして784万7,000円というものでございます。

予備費につきましては、247万4,000円を減額し690万4,000円にさせていただきまして、それぞれ予備費で本予算の調製をさせていただいたものでございます。

次に、資本的収入及び支出でございますが、工事負担金の2,468万9,000円の減額でございます。下水道関連移設補償費の減額をさせていただくものでございます。

県補助金でございますが、8,910万3,000円を新規に補正をするものでございまして、先ほどの一般会計でも同じでございましたが、21号バイパスにつきまして、水道の布設のための収入とするものでございます。

それから、あと人件費でございまして、次の17ページをお願いいたします。建設改良事業費の工事請負費でございますが、2,090万円の減額でございまして、下水道工事関連の減額でございます。

他会計償還金4,400万円の減額でございまして、これも一般会計の方で説明がございましたが、古屋敷地内の21号バイパスの出資金の返還の見送りというものでございます。

それから基金造成費としまして8,910万3,000円。電源立地交付金の基金化ということで、来年度以降に21号バイパスに水道を布設するものでございます。

以上で水道事業会計補正予算（第2号）の説明を終わります。よろしく御審議のほどお願い申し上げます。以上でございます。

議長（梅原 勇君）

ここで暫時休憩をいたします。

再開は10時30分といたします。

午前10時15分 休憩

午前10時32分 再開

議長（梅原 勇君）

休憩を解いて再開いたします。

続きまして、条例等関係に入ります。

議案第60号 御嵩町固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて、朗読を省略し説明を求めます。

梅田副町長。

副町長（梅田雅美君）

それでは、議案第60号 御嵩町固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについてを御説明いたしたいと思います。

議案つづりの3ページの方、それから資料つづりの1ページの方をお願いしたいと思います。

固定資産の評価審査委員は、中立な立場から、固定資産の価格に関する納税義務者からの不服があったような場合、そういう場合に審査に当たることになっております。現在3名の委員の方がお見えになります。これは定数が地方自治法で3名と定められておりますので、お願いします。

その中で、このうち伏見地区の方の鍵谷剛氏がこの12月20日で任期満了になります。その後任としまして、安藤幸雄氏、昭和10年3月28日生まれ、72歳の方。住所は御嵩町御嵩2036番地の方を選任いたしましたので、地方税法第423条3項の規定により議会の同意を求めるものであります。なお、任期につきましては3年ということで、平成22年12月20日までということになります。なお、同氏は、公職としましては御嵩町議会議員を3期ほど、議長なども務められております。参考としまして、資料つづり1ページの方に履歴書がつけてありますので、お目通しの上、御審議のほどよろしく願いいたします。

議長（梅原 勇君）

議案第61号 郵政民営化法の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について、議案第65号 御嵩町手数料条例の一部を改正する条例の制定について、議案第66号 御嵩町電源立地地域対策交付金基金条例の一部を改正する条例の制定について、以上3件について、朗読を省略し説明を求めます。

竹内総務参事。

総務担当参事兼総務管理課長（竹内正康君）

それでは、まず議案第61号 郵政民営化法の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について御説明いたします。

議案つづりの4ページ、資料つづりの2ページから6ページが関係でありますので、お願いいたします。

これは平成19年10月1日に日本郵政公社が解散し民営化されたことにより、日本郵政公社の

引用等について削除する必要があり、御嵩町の関係条例6件について一括改正を行うものであります。

まず議案の第1条の政治倫理の確立のための御嵩町長の資産等の公開に関する条例から、第6条の御嵩町都市下水路条例まで、6条について一部改正するものでありますが、詳しくは資料つづり2ページからの新旧対照表で御説明いたします。

2ページ、政治倫理の確立のための御嵩町長の資産等の公開に関する条例の一部改正であります。下線部分が改正したところであります。第2条1項第4号中、郵便貯金は、民営化により郵便貯金銀行が受け入れ、銀行法が適用されることとなるため、「郵便貯金」という用語については削除となります。

5号は、今回新たに信託法が制定されたため削除であります。

6号は、証券取引法が金融商品取引法に全面改正されたものであります。また、6号を5号に、順次号を繰り上げるものであります。

次に、3ページの御嵩町情報公開条例の一部改正ですが、第6条1号のウで、「及び日本郵政公社」という用語を削除するものであります。

次に、4ページの御嵩町個人情報保護条例の一部改正であります。第17条第3号中「及び日本郵政公社」の用語を削除です。

第41条第1号中、統計法が全面改正されたことにより、「指定統計」を「基幹統計」に改めるものであります。

第2号及び第3号も、統計法が全面改正されたため、引用する規定を改正するものであります。

5ページの御嵩町職員の給与に関する条例の一部改正ですが、第13条第2項第3号中、簡易生命保険法が廃止されたため、廃止前の簡易生命保険契約である旨を規定するものであります。

6ページの御嵩町下水道条例の一部改正と御嵩町都市下水路条例の一部改正は、それぞれ「及び郵政事業」というのを削るものであります。

議案つづりの5ページに戻りまして、附則として、この条例は公布の日から施行するものであります。

次に、議案第65号 御嵩町手数料条例の一部を改正する条例の制定について御説明いたします。

議案つづりの22ページ、資料つづりの37ページから39ページをお願いします。

この条例は、所得税法の一部を改正する法律（平成19年4月1日）施行と、戸籍法の一部を改正する法律及び住民基本台帳法の一部を改正する法律、この二つは施行日が未定であります。これに伴う改正であります。資料つづり37ページの新旧対照表で、条文の字句の改正や引用

条文の変更がほとんどであります。名称や額の変更等はございません。

また、別表の方で、事業の種類という欄で、「この項」というのを「この部」に改正するものでありますが、別表の区切りの呼び方を、区切りが2種類の場合には大きい方を「部」、小さい方を「項」と呼ぶため、今回あわせて改正を行うものであります。

議案の方に戻りまして、附則といたしまして、この条例は公布の日から施行するものでありますが、戸籍法の一部を改正する法律及び住民基本台帳法の一部を改正する法律に係る改正部分につきましては、それぞれの法律の施行日から施行するものであります。

次に、議案第66号 御嵩町電源立地地域対策交付金基金条例の一部を改正する条例の制定について御説明いたします。

議案つづりの23ページ、資料つづりの40ページをお願いします。

この改正は、電源立地地域対策交付金基金条例の附則に運用益金の処理の特例を加えるものです。この基金は、現在一般会計のみでの運用を規定していますが、平成19年度から21年度までの期間を定めて、水道事業会計においても活用できるよう改正するものです。水道事業会計におきましては、この基金を21号バイパス整備に伴う上水道整備事業に充てるものです。

附則といたしまして、この条例は公布の日から施行するものであります。

なお、今定例会に一般会計補正予算、並びに水道事業会計補正予算に所要の予算を計上していますので、あわせてお願いいたします。

以上で3件の議案の説明を終わります。よろしく御審議のほどお願いいたします。

議長（梅原 勇君）

議案第62号 御嵩町職員の育児休業等に関する条例等の一部を改正する条例の制定について、議案第63号 御嵩町職員の自己啓発等休業に関する条例の制定について、議案第64号 御嵩町職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定について、議案第74号 可茂広域行政事務組合規約の一部を改正する規約について、以上4件について、朗読を省略し説明を求めます。

鍵谷総合政策課長。

総合政策課長（鍵谷昌孝君）

それでは、議案第62号 御嵩町職員の育児休業等に関する条例等の一部を改正する条例の制定について御説明をいたします。

議案つづり6ページから12ページ、資料つづりは7ページから24ページをお願いいたします。

本条例案は、少子化対策が求められる中、平成17年3月1日に本町で策定しました次世代育成支援対策特定事業主行動計画に沿って、育児休業を取得しやすい職場環境の整備の一環として、本町においても国家公務員の取り扱いに準じて、公務において長時間にわたる育児と仕事

の両立が可能となるように、育児のための単時間勤務制度の導入をするため等の関連する条例の一部改正をするものであります。

改正する条例としましては、議案つづり6ページ、第1条の御嵩町職員の育児休業等に関する条例、9ページ下段、第2条の御嵩町職員の勤務時間、休暇等に関する条例、10ページ下段、第3条の御嵩町職員の給与に関する条例、11ページ下段、第4条 企業職員の給与の種類及び基準に関する条例、以上の関連する四つの条例であります。

主な改正内容につきましては、資料つづり7ページの条例案要旨と8ページの地方公務員の育児休業等に関する法律の一部を改正する法律案についてで御説明させていただきます。

まず第1条 御嵩町職員の育児休業等に関する条例の関係では、資料7ページ中段の1にありますように、第9条の育児休業をした職員の復職時の勤務時間の調整です。改正前の条例の規定では、育児休業をした職員の育児休業の期間について、2分の1を引き続き勤務した期間とみなしていたものを、今回の改正で、他の職員との均衡上、必要があると認められるときは、最大で100分の100の換算率で引き続き勤務したものとみなし、復職後の昇給の調整ができることといたしました。

次に、7ページ中段にありますように、第12条で育児のための短時間勤務制度を創設いたしました。制度の内容は、小学校就学の始期に達するまでの子を養育する常勤職員を対象に、育児のための短時間勤務制度を新設したことです。短時間勤務の代表的なパターンとしましては、次の8ページ中段にありますように、1日当たり4時間勤務、週20時間勤務。1日当たり5時間勤務、週に25時間。週3日勤務、週24時間。週2日半勤務、週24時間。1と2のパターンは毎日の勤務時間を短くするもの、3と4のパターンは週休日をふやすものという短時間勤務の形態から、個々の職員が実情に合わせて請求することができることにしました。

7ページに戻りまして、第2条の御嵩町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の関係では、下段3でありますように、勤務時間条例第2条で、育児短時間勤務の承認を受けた職員の1週間当たりの勤務時間は、短時間勤務の内容に従い任命権者が定めるなど、育児短時間勤務職員の規定を追加したものであります。

第3条の御嵩町職員の給与に関する条例の関係では、育児短時間勤務職員の勤務時間に応じて、給料月額、時間外勤務手当、期末手当等の支給額を、算出率において減額する規定を追加いたしました。

第4条の企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の関係では、企業職員と一般行政職と制度を合わせるため、休業部分の対象になる子の年齢を、3歳未満から小学校就学の始期に達するまでと引き上げるための規定を追加したものでございます。

もう一度議案つづりの12ページに戻りまして、この条例の施行日は、公布の日から施行する

ものであります。第1条 育児休業等の条例関係の第9条、復職時調整については、法律施行日の平成19年8月1日から適用するものであります。

以上が御嵩町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の改正内容であります。資料つづり9ページ以降に、今説明いたしました条例の新旧対照が載せてありますので、お目通しをお願いいたします。

以上で議案第62号の説明を終わります。御審議のほどよろしくをお願いいたします。

引き続きまして、議案第63号 御嵩町職員の自己啓発等休業に関する条例の制定について御説明をいたします。

議案つづり13ページから15ページ、資料つづり25ページから27ページをお願いいたします。

本条例案は、平成19年8月1日の地方公務員法の改正で、大学等における就学や国際貢献活動を希望する常勤の職員に対し、職員としての身分を保有したまま休業できる制度が創設されたことに伴い、この制度の運用に必要な事項の整備を条例で規定するものでございます。

資料つづり25ページにありますように、条例案の内容は、職員が申請することができる自己啓発のための休業の事由として、第4条で、国内外の大学や大学院に在学して就学する場合。第5条で、独立行政法人、国際協力機構が実施する青年海外協力隊やシニア海外ボランティアなどの活動と規定し、第2条で、公務の運営に支障がなく、職員の公務能率の向上に役立つと認められる場合に、申請された休業を任命権者が承認することができるものとししました。

休業の期間としましては、第3条で、1. 大学等の就学のための休業は2年、大学院、博士課程は3年。2. 国際貢献活動のための休業は3年。その年数以内と規定をしまして、休業時の給与は、地方公務員法において「ノーワーク・ノーペイ」の原則に従い、無給の規定が設けられてあります。また、復職後の号給等給与の取り扱いは、第10条で、部内の他の職員との権衡上、必要と認められる範囲内で調整が可能となります。

もう一度議案つづりの15ページに戻りまして、この条例の施行日は、公布の日から施行するものであります。

なお、附則の第2項において、地方公務員法で休業中の無給の規定の適用のない企業職員におきましては、同様の規定を設けております。

以上で議案第63号の説明を終わります。御審議のほどよろしく願いをいたします。

続きまして、議案第64号 御嵩町職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定について御説明をいたします。

議案つづりは16ページから21ページ、資料つづりは28ページから36ページをお願いいたします。議案、資料とも大変多くありますので、資料つづりの28ページの条例案要旨と、29ページの人事院勧告の骨子で説明をさせていただきます。

今回の条例改正は、人事院勧告を受け、国家公務員の一般職の職員の給与に関する法律が改正されたことに伴い、本町一般職の職員と常勤の特別職及び議会議員の期末手当の支給率の改正を行い、あわせて給与構造改革に伴い、昇給区分における管理職と一般職の区分を明確にするものであります。改正する条例としましては、御嵩町職員の給与に関する条例と、御嵩町常勤の特別職職員の給与に関する条例、御嵩町議会議員の報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の三つの関連する条例の一部改正であります。

今回の人事院勧告の内容は、資料29ページ、人事院勧告の骨子の上の黒枠内に記載してありますように、公務と民間の給与比較を行った中で、民間との給与較差0.35%を埋めるために、給料月額及び扶養手当の引き上げを行い、期末・勤勉手当の支給率についても0.05ヵ月分の引き上げを行うものであります。

まず改正条例第1条、御嵩町職員の給与に関する条例の関係では、人事院勧告の骨子のページ中段に給与改正の内容と考え方、(1)俸給表にありますように、人事院勧告に準じて、行政職給料表で若年層が適用する1級から3級までについて、この記載された各級の改定率のとおり引き上げるものであります。なお、3級について改定率0.0%となっておりますが、これは3級の全体で1号給から117号給までありますが、その中で改定した号給が1号給から16号給と少なく、3級全体の改定率が0.05%未満だったため、表記上0.0%となったものであります。

扶養手当につきましては、その下の(2)にありますように、少子化対策の推進に配慮して、配偶者以外の子等の扶養手当に係る支給月額「6,000円」を「6,500円」に500円引き上げるものであります。

期末・勤勉手当の支給率については、民間の支給割合に見合うよう、年間の支給月数を「4.45月」から「4.5月」に年間0.5月分引き上げるため、6月期と12月期の勤勉手当の引き上げ率「0.725月」を「0.75月」とし、それぞれ0.25月分引き上げを行うものであります。ただし、平成19年度においては、6月期の引き上げ分0.025月を、12月期の勤勉手当の支給割合に含めまして、「0.725月」を「0.775月」と0.5月分引き上げを行うものであります。

給料表、扶養手当、勤勉手当の改正規定は、公布日から施行しまして、平成19年4月1日から適用するものであります。

また、平成18年度から実施している給与構造改革の一環として、28ページ条例案要旨の5にありますように、昇給に伴う割合の管理職と一般職の区別を明確にしました。この改正規定につきましては、平成20年4月1日から適用いたします。

第2条の御嵩町常勤の特別職職員の給与に関する条例の改正であります。

この改正内容につきましては、要旨の4にありますように、期末手当の年間支給月数を「4.45月」から「4.50月」とし、0.5月分引き上げるため、6月期の支給月数「2.125月」を

「2.15月」に、12月期の支給月数「2.325月」を「2.35月」にそれぞれ0.025月分引き上げを行うものであります。ただし、平成19年度においては、一般職と同じように0.025月分を12月期に含めまして、「2.325月」を「2.375月」分とするものであります。この改正規定は、公布の日から施行し、平成19年4月1日から適用するものであります。

第3条は、御嵩町議会議員の報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の改正であります。

改正の内容及び施行日につきましては、第2条の常勤の特別職職員と同様であります。

以上が御嵩町職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の改正内容であります。

資料つづりの30ページ以降が、今説明しました条例の新旧対照表でありますので、お目通しをお願いいたします。

以上で議案第64号の説明を終わらせていただきます。御審議のほどよろしく願いをいたします。

最後に、議案第74号 可茂広域行政事務組合規約の一部を改正する規約について御説明をいたします。

議案つづり32ページ、資料つづり56ページをお願いいたします。

今回の改正は、可茂広域行政事務組合規約第7条第1項に定めている副管理者の定数を「2人」から「1人」に減員するものであり、地方自治法第286条第1項の規定に基づき、可茂広域行政事務組合から関係地方公共団体に協議を求めるものであります。

可茂地域の一部事務組合のうち、可茂広域行政事務組合、可茂消防事務組合、可茂衛生施設利用組合、可茂公設地方卸売市場組合では、管内10市町村の首長が管理者、副管理者、監査委員を務めており、ほとんどの首長がこれらの組合の何らかの役職を担っております。そこで、各組合の効率的運営と首長の負担軽減の視点から協議を進め、このたび可茂広域行政事務組合の副管理者を2名から1名とする規約の改正をお諮りすることになりました。

なお、この規定の改正は、平成20年4月1日から施行するものであります。

以上で議案第74号の説明を終わります。御審議のほどよろしく願いをいたします。

議長（梅原 勇君）

議案第67号 御嵩町小口融資条例の一部を改正する条例の制定について、議案第73号 町営土地改良事業の事業計画の変更について、以上2件について、朗読を省略し説明を求めます。

伊佐治産業振興課長。

産業振興課長（伊佐治徳保君）

それでは、議案第67号 御嵩町小口融資条例の一部を改正する条例の制定について御説明いたします。

議案つづりの24ページ、資料つづりの41ページ、42ページをお願いいたします。

改正の理由としましては、平成19年10月から導入された信用保証協会と金融機関が責任を共有する責任共有制度により、金融機関が信用リスクの2割相当を負担することになり、中小企業者の資金ぐりに影響が出るため、緩和する対策として、国の小口零細企業保証制度に準じ、御嵩町小口融資条例の一部を改正することにより、責任共有制度の対象とならない保証となり、従前のとおり信用保証協会から100%保証が維持されるものです。

資料つづりの41ページの新旧対照表から主なものを説明します。

現行第1条 目的。第1項につきましては、岐阜県信用保証協会の前に「国の、『小口零細企業保証制度』に準じ」を加え、「追認による」を削除するものです。

第2条及び第3条につきましては、現行は、申し込みの申請がされますと、町で審査委員会を開催し、審査委員会で融資することが決まれば金融機関がすぐ融資を行い、その後県の信用保証協会が追認していたものが、改正後は、審査委員会が審査後、県の信用保証協会が審査し、その後金融機関から融資されることに変わるものです。金融機関と協会が交わしている約定書から「追認」を削除するものです。

第4条 申込人の資格。第1号は要件の違いを説明しており、現行は常時使用する従業員の数が20人以下の法人及び個人ですが、改正後は、中小企業信用保険法第2条第2項に規定する「小規模企業者」に改めますが、小規模企業対象者は、常時使用する従業員が20人以下、商業またはサービス業については、従業員5人以下の法人及び個人が対象となります。

第7条 融資の条件。現行第1号ただし書き、一企業者がほかに保証がある場合は、その保証を含めて2,000万円以内であったものが、改正後は一企業者1,250万円以内となりますが、県の信用保証協会が金融機関に100%保証してくれますので、融資は受けやすくなると考えております。

第11条、第12条は、文言の追加、訂正です。

議案つづり24ページに戻っていただきまして、附則といたしまして、条例は平成20年1月1日から施行するもので、経過措置につきましてはお目通しをお願いします。

以上で説明を終わります。

続きまして、議案第73号 町営土地改良事業の事業計画の変更について御説明いたします。

議案つづりの31ページ、資料つづりの55ページをお願いします。

変更の理由といたしましては、平成12年度から進めてまいりました大久後地区の土地改良事業がほぼ終わり、整備面積が確定し、平成20年度から換地に取りかかれる状態になりました。換地に伴い、事業計画を変更するものです。

事業名は、町営土地改良事業 大久後地区。施行地域は御嵩町大久後地内で、事業計画の概要のうち、事業内容の整備面積「5.8ヘクタール」を「5.4ヘクタール」に変更するものです。

変更になった理由としましては、当初農地として計画されていた用地が、県道及び町道に整備され、減少したためです。資料下段の変更後の黒く塗りつぶされた部分で、右側が県道で左側が町道です。次に事業費ですが、「1億233万9,000円」を「1億417万1,000円」に変更するものです。整備面積は減り、事業費がふえた主な要因は、事業地が急傾斜の山間地区で、のり面が大きく、事業費がふえたものです。

以上で説明を終わります。よろしく御審議のほどお願いします。

議長（梅原 勇君）

議案第68号 御嵩町公共下水道事業受益者負担に関する条例の一部を改正する条例の制定について、朗読を省略し説明を求めます。

水野建設参事。

建設担当参事兼上下水道課長（水野幸男君）

それでは、議案つづりの25ページをお願いいたします。

議案第68号 御嵩町公共下水道事業受益者負担に関する条例の一部を改正する条例の制定でございますが、御説明を申し上げます。

この条例改正につきましては、下水道事業を進めることにつきまして、受益者の皆様方に一定の御負担をお願いしているところでございますが、その負担につきまして、一定の整備区域を一負担区として定めさせていただいて受益者負担をお願いしているものでございます。

資料つづりの43ページをお願いいたします。

新旧対照表でございますが、現在第1負担区及び第2負担区がございますけれども、今回第3負担区を追加するものでございまして、その他の改正につきましては語句の修正というものでございます。金額につきましては、これまでと変わらないという額でございますので、よろしくをお願いいたします。

資料つづりの最後のページの57ページをお願いしたいと思いますが、図面資料の提出がおくれまして、最後のページに分かれまして申しわけございませんが、この図面の青色の地域が第1負担区でございまして、黄色の地域が第2負担区ともう既に定めさせていただいておりますが、これによりまして、これまで受益者負担区の皆さんに負担金をお願いしているものでございます。今回、今年度の工事を行っている西田、木下地域、それから来年度以降について、県の計画に合わせた20年度から22年度の3年間に予定している21号バイパス付近と顔戸、比衣、そして上恵土地域、さらに南山団地の東地域について、第3負担区として、この図面のとおり青色で示しているところでございますので、よろしくをお願いいたします。以上でございます。

なお、この条例につきましては、平成20年4月1日より施行するものでございますので、よろしくをお願いいたします。

議長（梅原 勇君）

議案第69号 町道の路線廃止について、議案第70号 町道の路線変更について、議案第71号 町道の路線認定について、議案第72号 御嵩町土地開発公社の定款変更について、以上4件について、朗読を省略し説明を求めます。

松岡都市整備課長。

都市整備課長（松岡学一君）

それでは、議案の26ページと資料つづりの44ページから46ページをごらんください。なお、資料の53ページに、この69号の議案の廃止路線と、また後から出てまいります、変更路線の位置をまとめて表示させていただいておりますので、あわせてごらんいただきますようお願いいたします。

それでは、議案第69号 町道の路線廃止についてを説明させていただきます。

道路法の第10条第1項の規定により、町道の路線を廃止したいので、同条第3項の規定により議決をお願いするものでございます。

路線名は杉ヶ崎・山田線、延長につきましては588.4メートル。次に上之郷198号線、延長につきましては1,480メートル。次に上之郷201号線、延長につきましては1,550メートルでございます。それぞれの起点、終点につきましては、議案にお示ししたとおりでございます。

廃止の理由につきましては、新丸山ダム事業関連の資材運搬線が今年度末に完成予定でありまして、その供用開始に向けて、現在複数となっております資材運搬線の路線番号を、全線を通して一つの路線としたいということで、この議案ではそれまでの個々の路線を一たん廃止することをお願いするものでございます。

次に、議案の27ページと資料つづりの47ページから50ページをごらんください。

議案第70号 町道の路線変更についてを説明させていただきます。

道路法の第10条第2項の規定により、町道の路線を変更したいので、同条第3項の規定により議決をお願いするものでございます。

路線名は上之郷1号線です。変更前の終点の上之郷字稲荷山7116番1地先から、上之郷字前畑6344番9地先に変更し、延長を2,514メートルとするものでございます。

次に、上之郷64号線です。変更前の終点の小原字裏田洞6269番1地先から、上之郷字土取6625番1地先に変更して、延長を357メートルとするものでございます。

次に、上之郷97号線です。前の終点の井尻字野田内275番1地先から、井尻字蜂ヶ洞502番1地先に変更し、延長を182.6メートルとするものでございます。

次に、上之郷200号線です。変更前の起点の大久後字立坂山7839番1地先から、前沢字東山8075番7地先に変更し、延長を638.1メートルとするものでございます。

ここまでの四つの路線の変更の理由につきましては、前の議案と関連しまして、資材運搬線の路線番号を全線を通して一つの路線といたしたく、現に運搬線と重複している部分と、それ以外の町道部分とを区分するために変更をお願いするものでございます。

次に、議案の28ページと資料つづりの51ページ、52ページをお願いいたします。

路線名は御嵩86号線です。変更前の終点の御嵩字長谷1855番7地先から、御嵩字長谷1874番3地先に変更し、延長を113.3メートルとするものでございます。

次に御嵩87号線です。変更前の終点の御嵩字長谷1874番3地先から、御嵩字長谷1855番7地先に変更し、延長を290メートルとするものでございます。

この2路線の変更の理由につきましては、21号バイパス関連の地下道の設置のための路線でございます。変更後の御嵩86号線の終点が21号バイパスに平面で接続され、変更後の87号線につきましては、地下道としての路線となる予定でございます。

次に、議案の29ページと資料つづりの53の2ページをごらんください。

議案第71号 町道の路線認定についてを説明させていただきます。

道路法第8条第1項の規定により町道の路線を認定したいので、同条第2項の規定により議決をお願いするものでございます。

路線名は井尻・大久後線です。起点が井尻字杉ヶ崎828番1地先、終点が大久後字立坂山7839番1地先です。延長は6,420メートルでございます。認定の理由といたしましては、前の二つの議案でも御説明申し上げましたように、資材運搬線として国道21号線と県道飛騨木曾川公園線を結ぶ全長6,420メートルの供用開始に向けて、今後の維持管理等も含めて路線番号と路線名を明確にするために、先ほどお話ししました廃止路線、変更路線の部分を一本化して認定をお願いするものでございます。

次に、議案の30ページと、資料つづりにつきましては54ページをごらんください。

議案第72号 御嵩町土地開発公社の定款変更についてを御説明させていただきます。

公有地の拡大の推進に関する法律第14条第2項の規定により、定款の変更の議決をお願いするものでございます。

定款の第4条中の「1239番地の1」を「1239番地1」に改めるものでございます。これは平成15年3月1日の住所表示の変更によるものでございます。

また、第23条第2号中の「郵便貯金又は」を削除するものでございます。これは平成19年10月1日付の郵政民営化法に伴うものでございます。

なお、施行日につきましては、議決をいただいた後、岐阜県知事に届け出て、その認可のあった日からと考えております。

以上をもちまして、69号、70号、71号、72号の議案の説明を終わらせていただきます。御審

議のほどよろしく願いいたします。

散会の宣告

議長（梅原 勇君）

以上で本日の日程は全部終了しました。

次の本会議は12月11日午前9時より開会しますので、よろしく願いいたします。

なお、この後、11時30分より総務建設産業常任委員会が行われますので、委員の方は第2委員会室にお集まりください。

また、総務建設産業常任委員会終了後、民生文教常任委員会が第2委員会室で行われますので、民生文教常任委員会の委員の方は総務建設産業常任委員会終了後までしばらくお待ちいただきますようお願いいたします。

これにて散会いたします。御苦労さまでした。

午前11時23分 散会

上記のとおり会議の経過を記載して、その相違のないことを証するため、ここに署名する。

平成 年 月 日

議 会 議 長

署 名 議 員

署 名 議 員

